

「きょうとライフデザインシミュレーション」作成業務委託仕様書

1 目的

自らのライフデザインをシミュレーションできる「きょうとライフデザインシミュレーション」を作成し、自らのライフイベント（就職・結婚・出産等）や各段階での必要経費や行政の各種支援を見える化することで、結婚・子育てに対する若者の漠然とした不安を解消し、自らのライフデザインを考える機会を提供することを目的とする。

2 委託期間

契約の日から 令和6年3月31日まで

3 業務内容

「きょうとライフデザインシミュレーション」の作成・保守管理業務

4 「きょうとライフデザインシミュレーション」について

(1) 作成内容

①具体的に結婚・出産・子育て等のライフイベントをイメージできるよう、就職、結婚、出産、子育て等の希望するライフイベントを入力すると一覧で示され自分の人生を年代でシミュレーションできる内容をシステムにより自動生成出来るものとする。

②京都府内で実施している結婚・子育て支援情報をカテゴリーごとにわかるようにし、それぞれのライフイベントに関する支援策を見える化すること。

(2) 掲載先

「きょうとライフデザインシミュレーション」は、「きょうと子育てピアサポートセンター」サイト内に掲載すること。

(3) 業務内容

提供するサービスは、以下の内容とすること。

①ライフデザインに関するシミュレーションコンテンツの作成

・汎用性の高い技術を用いて構築し、広く普及しているOS、WEBブラウザ、その他アプリケーションでの閲覧に支障のないものとする。

・現在、京都若者ライフデザイン推進事業のライフデザインワークショップで使用している京都府オリジナル教材「人生年表」の内容を基本に作成すること。

・多様な価値観や選択肢を紹介するなど、特定の価値観を強要しないよう、最大限に配慮すること。

・シミュレーション後の内容をPDFダウンロード可能なものとする。

②お知らせ情報掲載機能

京都府の結婚、子育て等施策、行政の結婚、子育て等支援策、各段階での必要経費等を記載

③統計データ等の記載

- ④ライフデザインシミュレーションの構成、デザインの企画、作成
 - 構成、デザイン、配色等は、「きょうと子育てピアサポートセンター」ホームページと統一感のあるものとする。
- ⑤システムの保守・管理
- ⑥操作説明書の作成
- (4) ページ数
 - CMS（コンテンツ・マネジメント・システム）により内容を追加、削除、編集できるページを作成すること。
 - 次のページを必ず入れた上で、全体で10ページ以内の構成とすること。
 - ①トップページ
 - ②アンケートページ
 - ③シミュレーション結果ページ
 - ④お知らせページ
 - ⑤統計データページ
- (5) セキュリティ要件について
 - 本業務を実施するに当たっては、「京都府情報セキュリティ基本方針」及び「京都府情報セキュリティ対策基準」など関係規程を遵守すること。
- (6) システム運用・保守内容
 - ①受託者は、システムの監視及び障害受付ができる体制があること。また、障害を検知した場合、速やかな障害復旧に努めることとし迅速な対応を行うこと。
 - ②受託者は、障害を検知した場合は速やかに発注者のシステム管理者に通知すること。
 - ③定期的な保守等を行う場合、受託者は、可能な限り業務サービスを停止させずに実施すること。万が一、やむを得ず業務サービスを停止し、計画的な保守等を行う場合、その1週間前までに京都府に連絡すること。
- (7) ウェブアクセシビリティについて
 - 京都府ウェブアクセシビリティガイドラインを遵守するように努めること。
- (8) 成果品について
 - サービス提供及び準備については、本番運用開始のスケジュールまでに完了し、了承を得ることとし、次の成果品を納入すること。
 - ① きょうとライフデザインシミュレーションコンテンツ
 - 令和6年1月31日までに納品し、令和6年2月29日までに公開すること。詳細な日程等については、京都府と協議の上決定する。
 - ② 各種報告書等
 - ・書類及び提出する時期は下表のとおりとする。なお、提出書類のサイズはA4版とすること。
 - ・下表のほか、京都府が必要とする書類をその都度作成すること。

No.	提出書類	部数	提出日	記載内容
1	システム設計書	1部	システム納品時	システム構成図、システム機能等
2	操作説明書	1部	システム納品時	
3	業務完了報告書	1部	業務完了後10日以内	業務完了報告書
4	試験運用結果報告書	1部	試験運用終了後速やかに	試験運用結果報告書

(9) サーバーについて

「きょうとライフデザインシミュレーション」は、「きょうと子育てピアサポートセンター」(<https://kyoto-kosodatepia.jp>)サイト内に掲載すること。本サイトは、京都自治体情報セキュリティクラウドのWeb/CMS サーバホスティング運用サービスを利用して構築されている。なお、該当サービスについては別紙を参照すること。

5 業務の再委託等

原則として、本業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。なお、受託者は、業務の一部を再委託等により実施しようとする場合は、あらかじめ、文書により京都府の承諾を得なければならない。

6 事業実施報告について

業務が完了したときは、業務完了報告書を作成し、事業実績及び証拠書類を添えて定められた期日まで提出すること。

7 留意点

- (1) 業務の遂行に当たり疑義が生じたときは、京都府と受託者との間で協議を行う。協議が整わないときは、京都府の指示するところによるものとする。
- (2) 業務を通じて取得した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係規程に基づき、適正に管理し取り扱うこと。
- (3) 業務が完了したときは、京都府の定める方法により報告書を提出すること。
- (4) 本業務で提供されるシステムの著作権及び所有権は、京都府に帰属するものとする。
- (5) 本業務の実施に伴い、第三者に与えた損害は、京都府の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理することとする。
- (6) 委託契約締結後、契約額の範囲内で内容を変更する場合がある。
- (7) 京都府事業の受託であることを理解し、法令を遵守し業務を執行すること。
- (8) 本事業は内閣府「地域少子化対策重点推進交付金」を活用した事業であるため、業務に係る書類は事業終了後5年間保存の上、京都府監査委員会事務局や会計検査院の監査対象となった場合は協力すること。
- (9) 契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容等については、京都府が受託者と協議して決定するものとする。